承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年5月20日報告

朝来市長 藤 岡 勇

専決第1号

専決処分書

朝来市税条例(平成17年朝来市条例第76号)について、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整、軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から順次施行されることに伴い、所要の条例整備を行ったものです。

令和3年3月31日専決

朝来市長 多 次 勝 昭

朝来市条例第15号

朝来市税条例の一部を改正する条例

朝来市税条例(平成17年朝来市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税 務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の 2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び 第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中 「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支 払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、 「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」

を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗

用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法 第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項 の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令 和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の2第20項の改正規定(同項を同条第18項とする部分を除く。)並びに附則第3条第4項及び第5項の規定については、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第●号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の朝来市税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の2第4項の 規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書 に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の朝来市税条例

- (以下「旧条例」という。)第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2 第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告 書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の 2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申 告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第10条の2第18項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の 規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項にお

いて「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項 において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例 対象資産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項 において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使 用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び 備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行 の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年 法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特 例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合にお ける当該特例対象資産を含む。)に対して課する産業競争力強化法等の一部を改正 する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月 1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後 の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日か ら同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対す る新条例附則第10条の2第18項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営 強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置 法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割につ いては、なお従前の例による。

承認第1号資料

朝来市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前

(個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項______において同じ。)により提供することができる

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により 徴収すべき分離課税に係る所得割の 額は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に掲げる税額とする。 改 正 後

(個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が<u>今第48条の9の7の2において準用する</u>令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 (略)

 $2 \sim 3$ (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が<u>今第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により 徴収すべき分離課税に係る所得割の 額は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が 提出した次条第1項の規定による 申告書(以下本条、次条第2項及び 第53条の10第1項におい て「退職所得申告書」という。)した 年において支払うべきことが確定した 年において支払うべきことが確定 した他の退職手当等で既に支払が されたもの(次号及び次条第1項に おいて「支払済みの他の退職手当 を割という。)がない旨の記載がに おいて「支払済みの他の退職手が る場合 その支払う退職手当あ る場合 その技力の表別で第53 条の4の規定を適用して計算した 税額
- (2) (略)
- 2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性

- (1) 退職手当等の支払を受ける者が 提出した次条第1項の規定による 申告書(以下この条、次条第2項及 び第3項並びに第53条の10第1項 において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定 した年において支払うべきことが確定 した年において支払うべきことが 確定した他の退職手当等で既に第 払がされたもの(次号及び次条第1 項において「支払済みの他の退職 手当等」という。)がない旨の記載 がある場合 その支払う退職手当 がある場合 その支払う退職手当 がある額について第53条の3及び 第53条の4の規定を適用して計算 した税額
- (2) (略)
- 2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職所得申告書にする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性

能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項___ ____において準用する場合を 含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項___ ___において準用する場合を 含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 法附則第15条第8項に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 4 法<u>附則第15条第30項第1号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 5 法<u>附則第15条第30項第1号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第30項第1号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 7 法<u>附則第15条第30項第1号</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 8 法<u>附則第15条第30項第2号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項第2号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。

能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項<u>又</u> <u>は第5項</u>において準用する場合を 含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項<u>又</u> <u>は第5項</u>において準用する場合を 含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 法<u>附則第15条第27項第1号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 4 法<u>附則第15条第27項第1号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 5 法<u>附則第15条第27項第1号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 6 法<u>附則第15条第27項第1号二</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。
- 7 法<u>附則第15条第27項第2号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 8 法<u>附則第15条第27項第2号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。

- 10 法<u>附則第15条第30項第2号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 11 法<u>附則第15条第30項第3号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 12 法<u>附則第15条第30項第3号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 13 法<u>附則第15条第30項第3号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 14 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 15 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の1 とする。
- 16 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- <u>17</u> 法附則第15条第41項に規定する市 町村の条例で定める割合は零とする。
- 18 法<u>附則第15条第47項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 20 法附則第64条に規定する市町村の 条例で定める割合は零とする。

(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例に関する用語の意義)

第11条(略)

(<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び 社会的条件からみて類似の利用価値

- 9 法<u>附則第15条第27項第2号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は4分の 3とする。
- 10 法<u>附則第15条第27項第3号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 11 法<u>附則第15条第27項第3号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 12 法<u>附則第15条第27項第3号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する 市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 13 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 14 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の1 とする。
- 15 法<u>附則第15条第35項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 16 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市 町村の条例で定める割合は3分の2 とする。
- 17 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例に関する用語の意義)

第11条(略)

(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び 社会的条件からみて類似の利用価値 を有すると認められる地域において 地価が下落し、かつ、市長が土地の修 正前の価格(法附則第17条の2第1項 に規定する修正前の価格をいう。)を 当該年度分の固定資産税の課税標準 とすることが固定資産税の課税上著 しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資 産税の課税標準は、第61条の規定にか かわらず、令和元年度分又は令和2年 度分の固定資産税に限り、当該土地の 修正価格(法附則第17条の2第1項に 規定する修正価格をいう。)で土地課 税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する 令和元年度適用土地又は令和元年 度類似適用土地であって、今和2年度 分の固定資産税について前項の規定 の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税 の課税標準は、第61条の規定にかかわ らず、修正された価格(法附則第17条 の2第2項に規定する修正された価 格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度</u>から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から</u> <u>令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額 を有すると認められる地域において 地価が下落し、かつ、市長が土地の修 正前の価格(法附則第17条の2第1項 に規定する修正前の価格をいう。)を 当該年度分の固定資産税の課税標準 とすることが固定資産税の課税上著 しく均衡を失すると認める場合にお ける当該土地に対して課する固定資 産税の課税標準は、第61条の規定にか かわらず、令和4年度分又は令和5年 度分の固定資産税に限り、当該土地の 修正価格(法附則第17条の2第1項に 規定する修正価格をいう。)で土地課 税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する<u>令和3年度</u>から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から</u> <u>令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の 当該年度分の固定資産税に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額に、 度分の固定資産税の課税標準額に、当該 産税の課税標準となるべき価格(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該 価格に同条に定める率を乗じて得た 額。以下この条において同じ。)に100 分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあって

- __(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「宅地等調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、 当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地 等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の宅地等調整固定資 産税額は、当該宅地等調整固定資産税 額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき 価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資 産税額を超える場合には、同項の規定 にかかわらず、当該固定資産税額とす る。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地 等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の宅地等調整固定資 産税額は、当該宅地等調整固定資産税 額が当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価 格に10分の2を乗じて得た額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受 ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該宅地等に係る当該年度分の

- は、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「宅地等調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、 当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地 等に係る令和4年度分及び令和5年 度分の宅地等調整固定資 産税額は、当該宅地等調整固定資産税 額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき 価格に10分の6を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適用 を受ける商業地等であるときは、当該 額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資 産税額を超える場合には、同項の規定 にかかわらず、当該固定資産税額とす る。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地 等に係る令和4年度分及び令和5年 度分 の宅地等調整固定資 産税額は、当該宅地等調整固定資産税 額が当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべきで 格に10分の2を乗じて得た額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の

- 固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.6以上0.7以下 のものに係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、当 該商業地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額(当該商業地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であ るときは、前年度分の固定資産税の課 税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「商業地等据置固 定資産税額」という。)とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.7を超えるもの に係る平成30年度から令和2年度ま での各年度分の固定資産税の額は、第 1項の規定にかかわらず、当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格に10分の7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「商 業地等調整固定資産税額」という。) とする。

(農地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例)

- 固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.6以上0.7以下 のものに係る令和3年度から令和5 年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、当 該商業地等の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額(当該商業地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3 又は附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であ るときは、前年度分の固定資産税の課 税標準額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該商業地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における 固定資産税額(以下「商業地等据置固 定資産税額」という。)とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 5 該年度の負担水準が0.7を超えるもの に係る令和3年度から令和5年度ま での各年度分の固定資産税の額は、第 1項の規定にかかわらず、当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき価格に10分の7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該 年度分の固定資産税について法第349 条の3又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額(以下「商 業地等調整固定資産税額」という。) とする。

(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例) 第13条 農地に係る<u>平成30年度から令和2年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の調税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額

に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じ て得た額

を当該農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産 税額(以下「農地調整固定資産税額」 という。)を超える場合には、当該農 地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項 までの規定の適用がある宅地等(附則 第11条第2号に掲げる宅地等をいう ものとし、法第349条の3、第349条の 3の2又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用がある宅地等を 除く。)に対して課する<u>平成30年度か</u> ら令和2年度までの各年度分の特別 土地保有税については、第137条第1 号及び第140条の5中「当該年度分の 固定資産税の課税標準となるでき 固定資産税の課税標準となるでき 格」とあるのは、「当該年度分の固定 資産税に係る附則第12条第1項から 第5項までに規定する課税標準とな るべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18 年1月1日から令和3年3月31日ま

第13条 農地に係る令和3年度から令 和5年度までの各年度分の固定資産 税の額は、当該農地に係る当該年度分 の固定資産税額が、当該農地に係る当 該年度分の固定資産税に係る前年度 分の固定資産税の課税標準額(当該農 地が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受け る農地であるときは、当該課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額。以下この項において同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の左 欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同 表の右欄に掲げる負担調整率を乗じ て得た額(令和3年度分の固定資産税 にあっては、前年度分の固定資産税の 課税標準額)を当該農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産 税額(以下「農地調整固定資産税額」 という。)を超える場合には、当該農 地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項 までの規定の適用がある宅地等(附則 第11条第2号に掲げる宅地等をいう ものとし、法第349条の3、第349条の 3の2又は附則第15条から第15条の 3までの規定の適用がある宅地等を 除く。)に対して課する<u>令和3年度か</u> ら令和5年度までの各年度分の特別 土地保有税については、第137条第1 号及び第140条の5中「当該年度分の 固定資産税の課税標準となるでき とあるのは、「当該年度分の固定 資産税に係る附則第12条第1項から 第5項までに規定する課税標準とな るべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18 年1月1日から令和6年3月31日ま

$3 \sim 5$ (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項___において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項___において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則

での間にされたものに対して課する 特別土地保有税については、第137条 第2号中「不動産取得税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「不動産取 得税の課税標準となるべき価格(法附 則第11条の5第1項の規定の適用が ないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の 1を乗じて得た額」とし、「令第54条 の38第1項に規定する価格」とあるの は「令第54条の38第1項に規定する価格 (法附則第11条の5第1項の規定の 適用がないものとした場合における 価格をいう。)に2分の1を乗じて得 た額」とする。

$3 \sim 5$ (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項<u>又は第5項</u>において準用 する場合を含む。)に掲げる3輪以上 の軽自動車(自家用のものに限る。以 下この条において同じ。)に対しては 、当該3輪以上の軽自動車の取得が 令和元年10月1日から令和3年12月 31日までの間(附則第15条の6第3 項において「特定期間」という。)に 行われたときに限り、第80条第1項 の規定にかかわらず、軽自動車税の 環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が法第446条第1項(同条第2項<u>又は</u> 第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2 項(これらの規定を同条第4項<u>又は第</u> 5項において準用する場合を含む。) の適用を受ける3輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をすると きは、国土交通大臣の認定等(法附則 第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

$3 \sim 4$ (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該 軽自動車が最初の法第444条第3項に 規定する車両番号の指定(次項から<u>第</u> 5項までにおいて「初回車両番号指定 」という。)を受けた月から起算して 14年を経過した月の属する年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割に係 る第82条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が平成31年4月1 日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和2年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該軽自動車が令和2年4 月1日から令和3年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和3年度分の軽自動車税の種 別割に限り、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第 2号に掲げる法第446条第1項第3 号に規定するガソリン軽自動車(以 下<u>この項及び次項</u>において「ガソリ ン軽自動車」という。)のうち3輪以 第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

$3 \sim 4$ (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該 軽自動車が最初の法第444条第3項に 規定する車両番号の指定(次項から第 8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14年を経過した月の属する年度以後 の年度分の軽自動車税の種別割に係 る第82条の規定の適用については、当 分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車に 対する第82条の規定の適用について は

____、当該軽自動車が令和2年4 月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

ᄣ

3 法附則第30条第3項第1号及び第 2号に掲げる法第446条第1項第3 号に規定するガソリン軽自動車(以 下<u>この条</u> において「ガソリ ン軽自動車」という。)のうち3輪以 上のものに対する第82条の規定の適 用については、当該ガソリン軽自動 車が平成31年4月1日から令和2年 3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には令和2年度分の 軽自動車税の種別割に限り、当該ガ ソリン軽自動車が令和2年4月1日 から令和3年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令 和3年度分の軽自動車税の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第 2号に掲げるガソリン軽自動車のう ち3輪以上のもの(前項の規定の適 用を受けるものを除く。) に対する第 82条の規定の適用については、当該 ガソリン軽自動車が平成31年4月1 日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和2年度分の軽自動車税の種別割 に限り、当該ガソリン軽自動車が令 和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和3年度分の軽自動 車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

略

5 (略)

用については
、当該ガ
ソリン軽自動車が令和2年4月1日
から令和3年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には令
和3年度分の軽自動車税の種別割に
限り、次の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。
略

上のものに対する第82条の規定の適

4 法附則第30条第4項第1号及び第 2号に掲げるガソリン軽自動車のう ち3輪以上のもの(前項の規定の適 用を受けるものを除く。) に対する第 82条の規定の適用については

____、当該ガソリン軽自動車が令 和2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和3年度分の軽自動 車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

略

- 5 (略)
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第 2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。) に対す る第82条の規定の適用については、 当該軽自動車が令和3年4月1日か ら令和4年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には令和 4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1

- 日から令和5年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第2項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用 を受ける3輪以上のガソリン軽自動 車(営業用の乗用のものに限る。)に 対する第82条の規定の適用について は、当該ガソリン軽自動車が令和3 年4月1日から令和4年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該ガソリン軽自 動車が令和4年4月1日から令和5 年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和5年度分 の軽自動車税の種別割に限り、第3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用 を受ける3輪以上のガソリン軽自動 車(前項の規定の適用を受けるもの を除き、営業用の乗用のものに限る。) に対する第82条の規定の適用につ いては、当該ガソリン軽自動車が令 和3年4月1日から令和4年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該ガソリン 軽自動車が令和4年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和5年 度分の軽自動車税の種別割に限り 第4項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の 特例)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の 特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

$2 \sim 3$ (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の 特例の適用を受けようとする者がす べき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項 において準用する場合を含む。)の規 定の適用を受ける土地に係る平成24 年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分 の固定資産税については、第74条の規 定は適用しない。

(新型コロナウイルス感染症等に係 る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条(略) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

$2 \sim 3$ (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の 特例の適用を受けようとする者がす べき申告等)

第22条(略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項に おいて準用する場合を含む。)の規定 の適用を受ける土地に係る平成24年 度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の 固定資産税については、第74条の規定 は適用しない。

(新型コロナウイルス感染症等に係 る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条(略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。